

高知県中山間総合対策本部設置規程

(設置)

第1条 関係部局の連携により、実効ある中山間地域対策を推進するため、高知県中山間総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、地域福祉部長、産業振興推進部長及び中山間振興・交通部長をもって充てる。

5 本部員は、総務部副部長、危機管理部副部長、健康政策部副部長、地域福祉部副部長、文化生活スポーツ部副部長、産業振興推進部副部長、産業振興推進部地域産業振興監、中山間振興・交通部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長、農業振興部副部長、林業振興・環境部副部長、水産振興部副部長、土木部副部長及び教育次長（副部長又は次長が2人以上あるときにあっては、本部長が指名した者とする。）をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の部局の副部長又は次長を本部員とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部次長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて対策本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中山間地域の実態把握に関すること。
- (2) 中山間地域の調査研究に関すること。
- (3) 中山間地域対策の検討及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域対策に関連する重要事項に関すること。

(推進チーム)

第5条 本部長は、必要に応じ、個別の課題・テーマに応じた推進チームを設置することができる。

2 前項の推進チームの構成員は、本部長が指名する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は中山間振興・交通部中山間地域対策課長を、事務局次長は中山間振興・交通部中山間地域対策課課長補佐をもって充てる。

4 事務局職員は、中山間振興・交通部中山間地域対策課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。